# 継続

各 地 方 機 関 の 長 各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿 各 方 面 本 部 長 原議保存期間 5年(平成36年3月31日まで) 有 効 期 間 一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁暴発第116号 平成31年3月19日 警察庁刑事局組織犯罪対策部 暴力団対策課長

独立行政法人都市再生機構が行うあらゆる公共事業等からの暴力団排除の推進について(通達)

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が行う公共事業等(売買、賃貸借、 請負その他の全契約(当該契約に関係する下請契約、再委任契約等を含む。)以下同じ。) からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と機構は、下記のとおり合意し、機構各部局に おいて順次運用することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のない ようにされたい。

なお、「独立行政法人都市再生機構(通称、UR都市機構。)賃貸住宅からの暴力団排除の推進について」(平成18年11月24日付け警察庁丁暴発第82号、丁企分発第130号)は廃止する。

記

# 1 機構との合意事項

「独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(別添1)のとおり。

なお、本通達に並行して機構理事長代理(法務・経理資金等担当)から各支社長等に対し発出された「発注工事等からの暴力団関係業者の排除の取扱いについて」(別添2)を参考添付する。

### 2 都道府県警察の対応

# (1) 照会に対する回答

機構の契約担当役(独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第8条第1項第1号に規定する機構の契約担当役をいう。)は、

- 入札に参加しようとする者
- 契約の相手方になろうとする者
- 既に契約を締結した相手方
- 下請負人等(下請負人(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請 負人を含む。)及び再受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに契約 の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該 契約の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者
- 下請負人等

について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当役の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長に対し、参考となる資料を添付した照会書により照会を行う(合意書第5)ので、照会を受けた暴力団対策主管課長は、迅速かつ適切に回答を行う(合意書第6)こと。

回答は、文書(合意書別記様式第2号)により行うこと。

#### (2) 通知

暴力団対策主管課長は、機構の行う公共事業等について、

- 入札に参加しようとする者
- 契約の相手方になろうとする者
- 契約の相手方
- 下請負人等になろうとする者
- 下請負人等

が排除対象者であると認めたときは、機構の契約を監理する担当部の部長に対し、通知することができる(合意書第7)ので、平素からあらゆる活動を通じて事業者の実態把握に努めるとともに、排除対象者について、積極的に通知を行うこと。

なお、現時点における「契約を監理する担当部の部長」とは、機構の経理資金部長 をいうことから、当面の通知先は機構経理資金部長に行うこと。

# (3) 通報受理時の対応

ア 不当介入の通報を受けた場合

警察において通報報告制度に基づく不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)の通報を受けた場合は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為についての迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく行政命令の発出はもとより、受注者及び発注機関の職員等関係者への保護対策の徹底を図ること。

### イ 警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、不当介入を受けた受注者が正当な理由なく警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合は、発注者の契約担当役へ連絡すること。 発注者の契約担当役への連絡は本通達に添付した様式(別添3)により行うこと。

#### (4) 契約担当役等との緊密な連携

暴力団対策主管課長は、契約担当役が契約解除等を行う場合において、要請、相談等を受けた時は、関係職員の保護等必要な措置を講じること(合意書第10)。

#### 3 機構との連携強化

機構においては、これまで同様暴力団等排除対策協議会(仮称)の発足など警察及び 暴力団追放運動推進センターと連携した暴力団排除活動を推進していくこととしている ので、関係警察にあっても必要な支援、指導に配意されたい。

# 4 質疑

本件に関する質疑は、下記担当者宛て行うこと。

#### 【継続措置状況】

初回発出日:平成24年3月15日 (有効期間:平成31年3月31日)

#### 別添1

独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第22号 3 4 - 7 1 平成24年1月19日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

独立行政法人都市再生機構経理資金部長

根 本 義 -

警察庁と独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機構が締結する売買、 賃貸借、請負その他の全契約(当該契約に関係する下請契約、再委任契約等を含む。以下 「公共事業等」という。)からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意す る。

記

#### (暴力団排除条項の定め)

第1 契約担当役(独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第8条第1項第1号に規定する機構の契約担当役をいう。)は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者(別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。)を排除するため、暴力団排除条項(別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。)を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

### (表明確約)

- 第2 契約担当役は、入札を行う場合にあっては、入札に参加しようとする者から、随意 契約を行う場合にあっては、契約の相手方となろうとする者から、それぞれ誓約書(別 紙3参照)を提出させるものとする。ただし、契約担当役が誓約書の提出を要しないと 認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に 参加させない、又は契約を締結しないものとする。

(入札等無効の措置)

- 第3 契約担当役は、入札又は見積合わせ(以下「入札等」という。)に参加した者が、 第2に定める誓約書を提出しない、虚偽の誓約を行う、又は誓約書に反することとなっ たときは、当該者の入札等を無効とするものとする。
- 2 契約担当役は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにする ものとする。

(契約解除)

第4 契約担当役は、契約締結後において第1に定める暴力団排除条項に基づく契約解除 事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第5 契約担当役は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、再受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び契約の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当役の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、参考となる資料を添付した照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5に定める照会書を受理したときは、速やかに調査の上、 契約担当役に対し、回答書(別記様式第2号)をもって回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策主管課長は、機構の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者 又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、機構の契約を監理する担当部の部 長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 契約担当役は、契約の相手方に対し、契約の相手方又はその下請負人等が暴力団、 暴力団員、若しくは社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は 業務妨害等の不当介入を受けたことを契約の相手方が認知した場合において、警察への 通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当役への報告を行うことを義務付け るものとする。 (通報報告を怠った場合の措置)

第9 契約担当役は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察及び発注者への通報報告 を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

# (保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当役が契約解除等を行う場合に おいて、契約担当役から要請又は相談等を受けたときは、契約担当役と緊密に連携し、 関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当役は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

### 別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次の場合に該当する者をいう。 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかの場合に該当する者をいう。
- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 別紙2 暴力団排除条項(基本形)

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次 の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

# (行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が甲に対して自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - 一 暴力的な要求行為。
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - 四 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為。
  - 五 その他前各号に準ずる行為。

#### (表明確約)

- 第3条 乙は、第1条各号のいずれにも該当しないこと及び第2条各号のいずれの行為も 行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しない及び行わないことを確 約する。
- 2 乙は、第1条各号の一に該当する者及び第2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、再受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。以下同じ。)及び自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

### (下請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

# (損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償若しくは補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

# (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員若しくは社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等(以下「不当介入」という。) を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに速 やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を 行うものとする。

# 誓約書(例)

□私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者(次のいずれかの場合に該当する者)
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者(次のいずれかに該当する者)
- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

年 月 日住所(又は所在地)社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

				照 会	書		
商与	号又はほ	氏名					
所	在	地					
役	職	名	氏 名	生年月日	住	 所	
照	会 事	: 項		における暴	構が行う公共事業等か 暴力団が実質的に経営 い。		
備		考					
上記のとおり照会します。							
(	○○県警察本部暴力団対策主管課長 殿						
			独立行	<sub>了政法人都市</sub>	ī再生機構契約担当役	(役職・氏名)印	

文 書 番 号 年 月 日

独立行政法人都市再生機構契約担当役 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

# 回答書

独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に 基づき、〇年〇月〇日付第(文書番号)号で照会のあった件について、下記のとおり回答 します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
  - 該当する
  - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他

34-87  $\pm 24.3.15$ 

理事長代理(法務・経理資金等担当)

発注工事等からの暴力団関係業者の排除の取扱いについて

機構が発注する工事及び建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)からの暴力団関係業者の排除については、「工事請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」(平16. 7. 1付34-23)の記1(3)及び「建設コンサルタント業務等請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」(平16. 7. 1付34-24)の記1(3)(以下「運用基準」という。)に定めているところである。

今般、暴力団関係業者の排除を警察当局と発注部局が連携を強化して取り組む必要性に鑑み、別添1のとおり平成24年1月19日付で警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課と「独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(以下「合意書」という。)を締結したことから、発注工事等からの暴力団関係業者の排除に係る取扱について、下記のとおり定めたので、通知する。

なお、本取扱については、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から 各都道府県警察本部長に対しても、本通知と並行して、別添2のとおり通知さ れているので、念のため申し添える。

この通達は、通達制定日より施行する。

なお、記4から7及び8(2)の措置については、平成24年4月1日以降特記仕様書を交付する発注工事等に適用するものとする。

記

#### 1 暴力団関係業者の認定

(1) 機構からの照会による認定

契約担当役(独立行政法人都市再生機構会計規程(平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する機構の契約担当役をいう。以下同じ。) は、競争参加資格があると認定した者(以下「有

資格業者」という。)について、暴力団員が実質的に経営を支配する有資格業者又はこれに準ずるもの(以下「暴力団関係業者」という。)であるか否かを調査する必要があるときは、それぞれの業務区域内に所在する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、参考となる資料を添付した文書(別記様式第1号)により照会し、文書(別記様式第2号)による回答を得る。

(2) 暴力団対策主管課長からの通知による認定

契約を監理する担当部の部長に報告するものとする。

暴力団対策主管課長が、有資格業者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、契約担当役あてに文書による通知を行う。この通知又は(1)による暴力団対策主管課長からの暴力団関係業者に該当する旨の回答をもって、契約担当役は、発注工事等からの排除要請とする。

(3) 認定の取消

暴力団対策主管課長が、排除要請を行ったものについて排除要請の取消 が必要と判断したときは、契約担当役あてに文書による通知を行う。

また、契約担当役は、排除要請があったものについて、暴力団対策主管 課長に対し、定期的に文書(別記様式第3号)により確認を行う。

2 排除要請等の取扱い

契約担当役は、暴力団対策主管課長から排除要請又は排除要請の取消の通知を受けて、発注工事等からの排除措置を行うこととしたとき、又は発注工事等からの排除措置を行うこととした取扱いを取り止めるときは、当該有資格業者に対してその旨を文書(別記様式第4号又は第5号)により通知するとともに、当該有資格業者名等を公表(別記様式第6号)するものとする。また、排除要請又は排除要請の取消の通知及びその結果について、本社の

- 3 運用基準の取扱い
  - (1) 運用基準に規定する「暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とする。
    - ※ 「暴力団員」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
    - ※ 「役員等」とは、「有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは 営業所(常時、契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で役員以外 の者」をいう。
  - (2) 運用基準に規定する「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとする。
    - ① 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者

- ② 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者
- ③ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団員 であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにお ける当該有資格業者
- ④ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者
- (3) 運用基準に規定する「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」であるか否かの判断は、警察当局にて行うものとし、機構は、必要に応じて警察当局に協力するものとする。
- (4) 運用基準に規定する「当該状態が継続している場合」とは、該当事実の 確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否か で判断するものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合における請負者の措置義務につい て

発注工事等において請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)及び発注者への報告(以下「発注者への報告」という。)を行うことを義務付けるため、発注工事等の特記仕様書に、次の内容を追加するものとする。

- 「○ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - (1) 工事(業務)の施工(履行)に際して、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
  - (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。」
- 5 暴力団員等による不当介入の通知等を受けた場合の取扱いについて
  - (1) 契約担当役は、暴力団対策主管課長から請負者が発注工事等において、 暴力団員等による不当介入を受けた事案の通知を文書により受けたときは、 4による発注者への報告がなされているか確認し、報告がなされていない ことを確認した場合には、発注者への報告について請負者に確認するとと もに、状況を報告するよう、指示するものとする。

- (2) 契約担当役は、請負者から発注者への報告を受けた場合は、速やかに文書(別記様式第7号)により暴力団対策主管課長あてに通知するものとする。
- (3) (2) において、契約担当役は暴力団主管課長から文書 (別記様式第8号) による通知がなされているか確認し、通知がなされていないことを確認した場合は、その旨も併せて通知するものとする。
- 6 請負者が警察への通報等又は発注者への報告義務を怠ったと認められる事 実の確認について

契約担当役は、請負者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められるとの通知を暴力団対策主管課長から文書(別記様式第9号)により受けた場合、速やかに、請負者に確認するものとする。

- 7 警察への通報等義務付けの実効性を確保するための措置等について 契約担当役は、6の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、以下の措置を講じるものとする。
  - (1) 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平16.7.1付34-28。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2の15に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用について」(平16.7.1付34-29)記7(7)口に規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

この場合、指名停止期間については、指名停止措置要領第3 の3に規定する「情状すべき特別の事由がある」ものとして、原則として2週間とする。なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、指名停止措置要領第10の規定により「書面による注意の喚起」(以下「文書注意」という。)を行うこととする。

(2) 工事成績評定への反映

「工事成績評定実施要領について」(平16.7.1付75-17、85-49、111-94、127-38、136-49) に基づき、(1)による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者には8点、工事成績評定点を減点するものとする。

- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合において、警察への通報等または、発注者への報告を怠った旨の公表
  - (1)による指名停止を受けた者については、「工事における入札及び契約の内容等に係る情報の公表について」(平16.7.1付34-85)記2(1)⑤で公表することとされている指名停止の理由として、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを怠った旨を明記するものとする。
- (4) 表彰への反映

「表彰実施要領について」(平16.7.1付21-115、22-94)別紙の第3の 1三に規定する表彰につき、表彰日までに(1)の指名停止又は文書注意を受けた者については、表彰対象から除外するものとする。

- 8 発注工事等からの排除措置を行うこととした有資格業者及び7(1)による 指名停止を受けた者の下請等の禁止について
  - (1) 発注工事等からの排除措置を行うこととした有資格業者は、指名停止等措置要領第8等に準じて、有資格業者が指名停止措置を受けた場合と同様に取り扱い、下請等の承認をしてはならないものとする。
  - (2) 7(1)による指名停止を受けた者については、指名停止等措置要領第8に 規定する下請等の承認をしてはならないものとする。

#### 9 その他

契約担当役は、合意書第11に定める協議を暴力団対策主管課長と行う場合は、あらかじめ、本社の契約を監理する担当部の部長と協議するものとする。

○○-○○平成○年○月○日

照会書						
商号又	は氏名					
所	主 地					
役 耶	哉 名	氏 名 生年月日 住 所				
照 会	事 項	「独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの 関係業者の排除の推進に関する合意書」における暴力 質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当す か。	団が実			
備	考					
上記のとおり照会します。						
〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿						
		独立行政法人都市再生機構 〇〇契約担当役 〇〇 印	00			

(文書番号)○○ 平成○年○月○日

独立行政法人都市再生機構〇〇契約担当役 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

### 回答書

独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団関係業者の排除の 推進に関する合意書に基づき、平成〇年〇月〇日付〇〇一〇〇で照会のあった 件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会にかかる調査結果
  - 該当する
  - ・該当しない
- 5 理由
- 6 その他

○○-○○平成○年○月○日

照会書						
商号又は氏名						
所 在 地						
役 職 名	氏 名	生年月日	住	所		
照 会 事 項	平成 年 月 日付排除要請のあった上記の者において 「独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団 関係業者の排除の推進に関する合意書」における暴力団が実 質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当するか否 か。					
備  考						
上記のとおり照会します。						
○○県警察本部暴力団対策主管課長 殿						
独立行政法人都市再生機構 契約担当役 〇〇 〇〇 印						

(文書番号)○○ 平成○年○月○日

住 所 商号又は名称 代表者指名 殿

> 独立行政法人都市再生機構〇〇本部 本部長 〇〇 〇〇 印

○○本部発注工事等からの排除措置について (通知)

この度、貴○○に関し、○○県警察本部より別添のとおり発注工事等からの 排除要請の通知を受け、平成○年○月○日以降の○○本部が発注する工事等に おいて排除措置を行うこととしたので通知する。

なお、○○県警察本部から排除要請の取消の通知があり、当本部が認めた場合には、この取扱いを取り止める旨を通知する。

以 上

(文書番号)○○ 平成○年○月○日

住 所 商号又は名称 代表者指名 殿

> 独立行政法人都市再生機構〇〇本部 本部長 〇〇 〇〇 印

○○本部発注工事等からの排除措置の解除について (通知)

平成○年○月○日付第○号をもって○○本部が発注する工事等において、排除措置を行うこととした通知をしたところであるが、○○県警察本部から排除要請の取消の通知を受け、平成○年○月○日付けで排除措置を解除したので通知する。

以上

### 別記様式第6号

### ○○本部発注工事等からの排除措置について

### 1 排除措置業者名及び住所

#### 2 排除期間

平成〇年〇月〇日から〇〇県警察本部から排除要請の取消がなされるまでの期間

- 3 排除措置の範囲
  - ○○本部が発注する発注工事等

#### 4 排除措置理由

- ○○県警察本部より上記業者に対して排除要請があり、以下に該当するため。
  - 「工事請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」(平 16.7.1付34-23) 記1(3)
  - ・ 「建設コンサルタント業務等請負契約に係る競争参加者の指名基準の 運用基準について」(平16.7.1付34-24)記1(3)
  - ・ 「一般競争入札方式の実施について」(平16.7.1付34-40)記3(1)=
  - 「詳細条件審査型一般競争入札方式の手続きについて(平17.11.15付 34-22)記3(8)
  - 「機構支援業務契約に係る一般競争入札方式の手続きについて(平 21.12.10付34-35)記2(6)
  - ・ 「物品購入等契約に係る一般競争入札等の実施について」(平16.7. 1付34-102)記3(1)(二)
  - ・ 「参加者の有無を確認する公募手続について」(平20.1.30付34-18)記 3(1)③

#### (参考)

「工事請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」(平16.7.1付34-23)(抄)

- 1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無について以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。
- (3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

「建設コンサルタント業務等請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」(平16.7.1付34-24)(抄)

- 1 不誠実な行為の有無について 以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。
- (3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
- 「一般競争入札方式の実施について」(平16.7.1付34-40)(抄)
- 3 競争参加資格
- (1) 略

イ~ハ 略

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

「詳細条件審査型一般競争入札方式の手続きについて」(平17.11.15付34-22)(抄)

- 3 競争参加資格
- (1)~(7) 略
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

「機構支援業務契約に係る一般競争入札方式の手続きについて(平21.12.10付34-35)(抄)

- 2 競争参加資格
- (1)~(5) 略
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

「物品購入等契約に係る一般競争入札等の実施について」(平16. 7.1付34-102)(抄)

- 3 一般競争入札の公告
  - (1) 競争参加資格
    - (1)~(1) 略
    - (二) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

「参加者の有無を確認する公募手続について」(平20.1.30付34-18)(抄)

- 3 応募要件
  - (1) 基本的要件
    - ①、② 略
    - ③ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(文書番号)○○ 平成○年○月○日

○○県警察本部暴力団対策主管課長 殿

独立行政法人都市再生機構〇〇本部 契約担当役 〇〇 〇〇 印

独立行政法人都市再生機構発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する請負者からの報告の受理について(通知)

標記について、当機構〇〇本部発注工事等の請負者から報告があったので、 別紙のとおり通知します。

(○○県警察本部からの通知について確認できなかった場合は、以下を記載する) 貴警察本部からの通知について確認できなかったため、貴警察本部において 請負者からの通報等について状況をお知らせ下さい。

# 別紙

別、紙					
	所在地				
	(00)00-00				
請負者	名称				
	代表者等				
	(00)00-00				
不当介入に係る行為	住所				
者	氏名				
発生日時・場所	平成〇年〇月〇日 〇時〇分頃				
工事等件名	工事等件名				
請負者からの通報内					
容(不当介入の内	(請負者からの文書の添付に代えてもよい)				
容・被害の状況)					
	警察への通報 有・無				
警察への通報状況	通報先警察署名(○県警察○警察署○課)				
	通報日時 平成〇年〇月〇日 〇時〇分頃				

(文書番号) ○○

平成〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構〇〇契約担当役 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

独立行政法人都市再生機構発注工事等における暴力団員等による不当介入について請負者が警察への通報を怠ったと認められる事案について(通知)

貴機構○○本部発注工事等の請負者が、発注工事等において暴力団員等による不当加入を受けたにもかかわらず、○○警察への通報を怠ったと認められたため、別紙のとおり通知します。

### 別紙

		取扱警察		県警察署 課
	所在地			(00)00-00
請負者	名称 代表者等	<del></del>		(00)00-00
不当介入に係る行為者	住所氏名			
発生日時・場所 工事等件名	平成〇年		○時○分頃	
請負者からの通報、 捜査上必要な協力を 得られなかった事案 (不当介入の内容・ 被害の状況)				
請負者の通報、捜査 上必要な協力につい ての対応状況				

(文書番号)○○ 平成○年○月○日

独立行政法人都市再生機構〇〇本部長 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

独立行政法人都市再生機構発注工事等における暴力団員等による不当介入について請負者が警察への通報を怠ったと認められる事案について(通知)

貴機構○○本部発注工事等の請負者が、発注工事等において暴力団員等による不当加入を受けたにもかかわらず、○○警察への通報を怠ったと認められたため、別紙のとおり通知します。

# 別紙

		取扱警察		県警察署 課
	所在地			(00)00-00
請負者	名称			
	代表者等	<b>学</b>		
				(00)00-00
不当介入に係る行為	住所			
者	氏名			
発生日時・場所	平成〇年	三〇月〇日	○時○分頃	
工事等件名	工事等件	<b>‡</b> 名		
請負者からの通報、 捜査上必要な協力を 得られなかった事案 (不当介入の内容・ 被害の状況)				
請負者の通報、捜査 上必要な協力につい ての対応状況				

(文書番号)○○ 平成○年○月○日

独立行政法人都市再生機構〇〇契約担当役 殿

○○県警察本部暴力団対策主管課長 印

独立行政法人都市再生機構発注工事等における暴力団員等による不当介入について請負者が警察への通報を怠ったと認められる事案について(通知)

貴機構○○本部発注工事等の請負者が、発注工事等において暴力団員等による不当加入を受けたにもかかわらず、○○警察への通報を怠ったと認められたため、別紙のとおり通知します。

# 別紙

		取扱警察		県警察署 課
	所在地			(00)00-00
請負者	名称			
	代表者等	争		
				$( \bigcirc \bigcirc ) \bigcirc \bigcirc - \bigcirc \bigcirc$
不当介入に係る行為	住所			
者	氏名			
発生日時・場所	平成〇年	三〇月〇日	○時○分頃	
工事等件名	工事等件	<b></b>		
請負者からの通報、 捜査上必要な協力を 得られなかった事案 (不当介入の内容・ 被害の状況)				
請負者の通報、捜査 上必要な協力につい ての対応状況				